

労働・助成金情報 特急便

第 78 号 (2019 年 2 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

厚生労働省より、日本国内にお住まいのご家族の方を被扶養者に認定する際の身分関係および生計維持関係の確認について証明書類に基づく書類認定を行うようになりました。その為、平成 30 年 10 月 1 日以降、日本年金機構で受け付ける「健康保険被扶養者（異動）届について添付書類の取扱いが変更になりました。

被保険者がご家族を扶養に入れる際の変更について確認をしておきたいと思います。

被扶養者認定の際の変更点は 3 つです。

- ① 被保険者と扶養認定を受ける方が同姓別姓に関わらず、身分関係の確認できる戸籍謄本等の添付が必要
- ② 生計維持関係について、扶養認定を受ける方の年間収入が「130 万円未満」であることが確認できる公的機関が発行する証明書類の添付が必要。
扶養認定を受ける方が被保険者と別居の場合
仕送りの事実と仕送り額が確認できる預金通帳の写し、または現金書留の控え（写し）の添付が必要
- ③ 被保険者と扶養認定を受ける方が同居している場合、同居であることの確認ができる住民票の添付が必要

※年収（年間年収）とは・・・

過去における収入のことではなく、被扶養者に該当する時点および認定された日以降の年間の見込み収入額のことをいいます。

省略できる書類について

①の身分関係については、被保険者と扶養認定を受ける方のマイナンバーを届出に記入して、戸籍謄本等により事業主が扶養認定を受ける方の続柄が届出の記載と相違ないことを確認し、届出の備考欄に『続柄確認済み』と記入した場合は添付を省略できます。

※戸籍謄本等とは・・・

- ・続柄が確認できる扶養認定を受ける方の戸籍謄本または戸籍抄本
- ・被保険者と扶養認定を受ける方が同一世帯であり、被保険者が世帯主である場合は住民票

②の生計維持関係については、

同居の場合

扶養認定を受ける方が所得税法上の控除対象の配偶者・扶養親族であることを、事業主が確認した場合は届出の『事業主確認欄』の『確認』部分を丸で囲むことで収入に関する添付書類は省略できます。

また、16 歳未満の方を扶養に入れる際には添付不要です。

別居の場合

◇ 16 歳未満の方を扶養に入れる際には添付不要です。

◇ 16 歳以上の学生の方を扶養に入れる際には添付不要です。

【注意】

被扶養者になった日が、年金事務所の受付日より 60 日以上遡及する場合は、扶養の事実を確認できる書類の添付が必要です。

③の同居確認については、

①と同様に、被保険者と扶養認定を受ける方のマイナンバーを届出に記入して、住民票により事業主が扶養認定を受ける方の同居確認をした場合には不要です。

いろいろなケースの扶養に加入する際の必要書類

■ 退職して収入がなくなった

退職証明書または雇用保険被保険者離職票の写し

■ 別居している16歳以上の学生でない方

仕送りの事実と仕送額（1回あたり）が確認できる書類と一年間の仕送り回数の記載

扶養認定を受ける方へ口座振込をしている場合は、

被保険者の預金通帳の写し

扶養認定を受ける方へ現金書留で送金している場合は、

現金書留の控え

扶養認定を受ける方の収入が130万未満で、被保険者からの仕送額より少ないときに被扶養者となります。収入が仕送額以上になった場合は認定されません。

■ 雇用保険失業給付受給中または、雇用保険失業給付の受給終了によって収入が130万円未満になる

雇用保険受給資格者証の写し

■ 年金受給中

現在の年金受取額がわかる『年金額の改定通知書などの写し』

※60歳以上または、障害厚生年金を受けられる程度の障害を持っている場合は年間収入が180万円未満であれば扶養に加入できます。ただし75歳からは、後期高齢者医療に加入しますので被扶養者にはなれません。

■ 自営（農業等含む）による収入、不動産収入等がある

直近の『確定申告の写し』

※自営業者の収入額は当該事業遂行のための必要経費を控除した額になります。

■ 上記以外で収入がある場合

『課税（非課税）証明書（原本）』

「被扶養者になった日」からみて直近のもの

年金・失業・出産・病気や怪我で給付を受けている方は下記の書類の提出が必要です

障害年金・遺族年金・傷病手当金・出産手当金・失業給付等の非課税対象となる収入がある場合は必ず別途、『受取金額のわかる通知書等のコピー』

当事務所で手続きする際には、マイナンバーと必要書類の提出をお願いすることがあります。ご協力をお願い致します。